

障がいのある方の介護保険利用について

大阪市福祉局

1、介護保険制度について

- ▶ 介護保険制度において、障がい福祉サービスを利用している障がいのある方を含め、原則として40歳になると、被保険者として介護保険に加入します。
- ▶ 65歳以上の方は、市区町村（保険者）が実施する要介護認定において介護が必要と認定された場合、利用料の1割負担（所得によっては2割又は3割）でいつでも介護保険サービスを利用することができます。
- ▶ また40歳から64歳までの方は、介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合は、介護保険サービスを利用する事ができます。

	特定疾病該当なし	特定疾病該当者	生活保護受給者
0～39歳	障がい福祉サービス（介護保険サービス適用外）		
40～64歳	障がい福祉サービス	介護保険サービス	障がい福祉サービス
65歳～	介護保険サービス		

- ▶ なお、指定障がい者支援施設等の介護保険適用除外施設に入所又は入院されている方は、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされています。

2、障がいのある方の介護保険サービス利用について (障がい福祉サービス等との適用関係)

- ▶ 障がい福祉サービスに相当する介護保険サービス（下表参照）がある場合は、原則として介護保険サービスに係る保険給付を優先して利用することになります。

	介護保険サービス	障がい福祉サービス等
共通する サービス例	・ 訪問介護（ホームヘルプ）	・ 居宅介護（ホームヘルプ） ・ 重度訪問介護（ホームヘルプ）※
	・ 通所介護（デイサービス）	・ 生活介護（デイサービス）
	・ 短期入所（ショートステイ）	・ 短期入所（ショートステイ）
	・ 訪問看護	・ 訪問看護（自立支援医療）※

※例外規定あり。

- ▶ 介護保険サービスに相当するものがない障がい福祉サービス固有のもの（※）と認められるものについては、障がい福祉サービスの利用が認められています。

※障がいサービス固有のもの

【同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等】

- ▶ 一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、障がいのある方の個別の状況に応じ、介護保険サービスだけでは十分な支援が受けられないと判断した場合は、障がい福祉サービスの利用ができます。

【判断基準】

- ① 支給量が介護保険サービスのみによって確保することができない場合
- ② 利用可能な介護保険サービス事業所又は施設が身近にない、利用定員に空きがない場合
- ③ 介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、介護保険サービスを利用できない場合
(非該当の場合等)

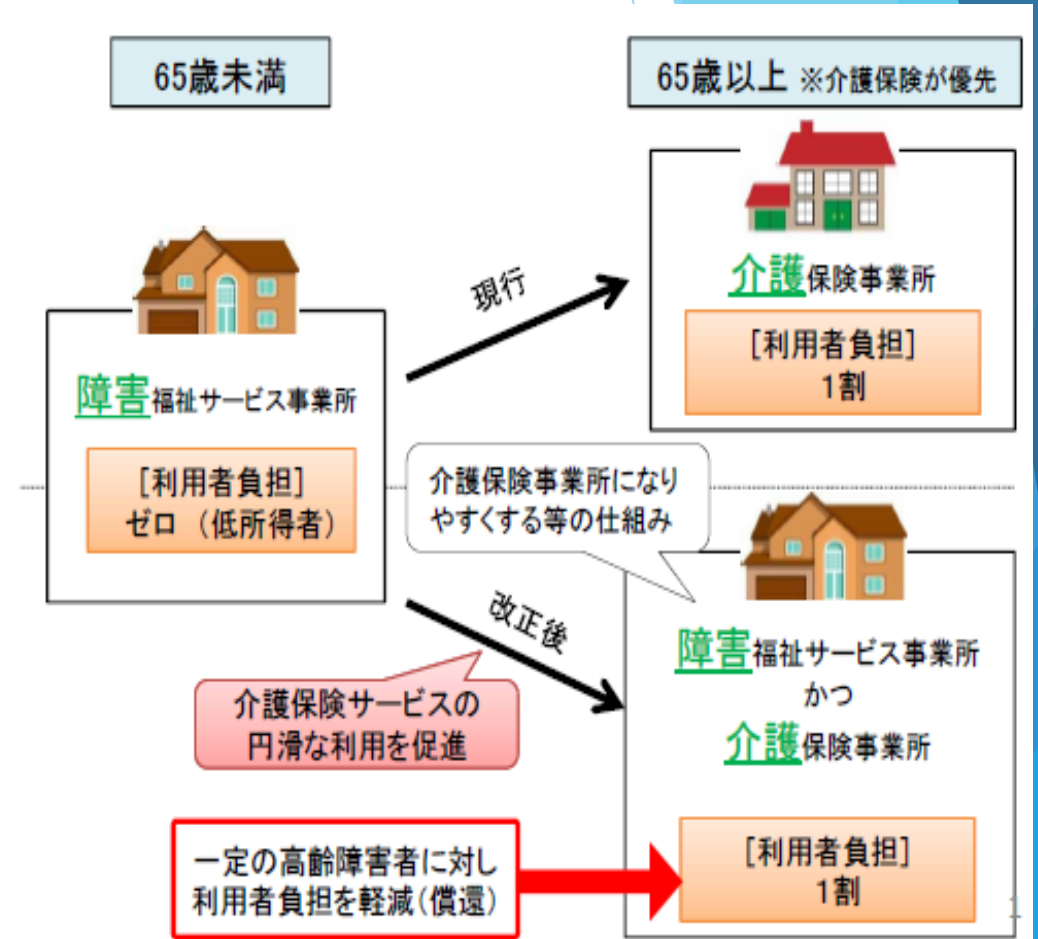
3、高齡の障がいのある方の介護保険サービス利用についての留意事項

- 介護保険制度の案内について
 - ・65歳到達日等前の適切な時期（60日前）から市区町村や相談支援専門員から介護保険制度の説明と申請の案内を行うことが望ましい
 - ・介護保険サービスに相当するものがない障がい福祉サービス固有のものと同認められるもの、介護保険サービスだけでは十分な支援が受けられない場合は、障がい福祉サービスの利用ができる旨の案内が必要
- 相談支援専門員と介護支援専門員等が連携し、詳しく丁寧な説明と納得に基づくサービス提供が重要

4、高額障がい福祉サービス等給付費

【対象者】

- 65歳までの5年間にわたり「相当障がい福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所）」の支給決定を受けていた方が、65歳以降にこれに対応する介護保険サービス（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護）を利用する方
- 65歳に達する日の前日までに所得区分が「低所得」又は「生活保護」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「低所得」又は「生活保護」に該当すること
- 65歳に達する日の前日において障がい支援区分2以上であること
- 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと



5、共生型サービス

- ▶ 平成30年4月～「共生型サービス」創設
同じ事業者が介護・障がい双方のサービスを提供可能に。

【指定を受けられる共生型サービスの例】

共生型サービス	指定を受けている 介護保険サービス	指定を申請する 障がい福祉サービス
<ul style="list-style-type: none">・ 共生型訪問介護	<ul style="list-style-type: none">・ 指定訪問介護・ 指定第1号訪問事業	<ul style="list-style-type: none">・ 指定居宅介護・ 指定重度訪問介護
<ul style="list-style-type: none">・ 共生型通所介護・ 共生型地域密着型通所介護	<ul style="list-style-type: none">・ 指定通所介護・ 指定地域密着型通所介護・ 指定第1号通所事業	<ul style="list-style-type: none">・ 指定生活介護・ 指定自立訓練（機能訓練）・ 指定自立訓練（生活訓練）・ 指定児童発達支援・ 指定放課後等デイサービス
<ul style="list-style-type: none">・ 共生型短期入所生活介護・ 共生型介護予防短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none">・ 指定短期入所生活介護・ 指定介護予防短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none">・ 指定短期入所